令和２年６月１日

事業主の皆様

酒田市地域創生部交流観光課

新型コロナウイルス感染症対策事業
酒田市助成付き商品券事業「もっけ玉商品券」の加盟店募集について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、県外往来の自粛など様々な行動制限がとられました。この影響により地域経済に大きな影響を受けていることから、地域の経済喚起のため助成付き商品券事業を行います。

庄内地方で使われている「もっけだの」には、助けてくれてありがとう！の意味が含まれています。地元のＩＴ企業の㈱チェンジ・ザ・ワールド社が地域の互恵を促進し、地域を元気にしようとするＩＴによる商品券事業「もっけ玉」を立ち上げました。本市ではこのＩＴを活用した助成付き商品券事業「もっけ玉」と紙媒体による助成付き商品券事業を実施することにより、地域の冷えてしまった消費の喚起を促したいと考えております。

つきましては、６月１５日からは紙の助成付き商品券「もっけ玉商品券」の販売を始めます。

同封のチラシをご覧いただき、ご検討くださいますようお願いいたします。

１．助成割合は額面の２０％です。消費者の皆様は通常の商品を２０％引きで購入できます。額面500円の商品券を400円で販売していただき、20%分の100円は、後日、酒田市からの助成金として振り込みをさせていただきます。

２．お店を限定して利用できる仕組みにしています。これまでのプレミアム商品券等の場合、消費が特定の大型店舗等に集中してしまい、利用のないお店がございました。そこで、お店で販売した助成付き商品券はそのお店でのみ使用できることにしました。

○貴店での販売となります。チラシと募集要項をご確認ください。

○申し込みは順次受付けさせていただきますが、８日（月）までご連絡をいただいた事業者の皆様の分につきましては、１５日からの開始であることや新聞折り込み等で市民の皆様にお知らせしいたします。

お問い合わせ：
担当部署／地域創生部交流観光課
担当者／　今野、大井
TEL２６－５７５９　FAX２２－３９１０
Email　sk-koryu@city.sakata.lg.jp

酒田特別応援「もっけ玉商品券」取扱事業所 募集要項

１．酒田市特別応援「もっけ玉商品券」について

(1) 目的

新型コロナウイルスの影響を受けて、酒田市内の飲食業・小売業等は来客数や売上の減少などにより大変厳しい状況にあります。域内の経済活動の活性化を促すことを目的に「酒田特別応援『もっけ玉商品券』」事業を実施します。

(2) 事業主体

株式会社チェンジ・ザ・ワールド

(3) 販売計画

総合計　１５０，０００枚（@５００枚×３００社）

６月１５日(月)（予定）から加盟各店舗で販売

２．商品券の概要

(1) 販売店舗で利用可能な５００円分の商品券を４００円で、５００枚まで販売していただけます。

@５００円×５００枚＝２５０，０００円（うち５０，０００円を補助）

(2) 販売期間

令和２年６月１５日(月)（予定）から

(3) 使用期限

令和３年３月３１日(水)までとする

(4) 商品券取扱店舗について

商品券取扱店舗として登録いただいた酒田市内に店舗を有する事業者。ただし、複数店舗を有する場合も１件のみ。

(5) 使用要件

①商品券は購入した店舗でのみ利用できます。

②商品券は、換金性の高い各種電子マネー、各種金券、各種商品券、タバコの販売、切手、印紙等の購入には使用できません。

③その他、事業主体者が不適切と認めるもの。

３．商品券取扱店舗の条件等

(1) 商品券を利用した適正な商品やサービスの精算ができること。

(2) 「山形県暴力団排除条例」(平成２３年県条例第２６号)を遵守していること。

(3) 公序良俗に反しないこと。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていること。

４．順守事項

(1) 商品券の転売及び譲渡等を行わないこと。

(2) 商品券と現金との交換はしないこと。また、商品券額面以下の利用も可能とするが、つり銭は支払わないこと。

(3) 取扱店舗は、商品券を販売する場合、以下の処理を行うこと。

①販売施設名を記載すること（押印でも可）

②商品券利用の際は、利用者の氏名を記載してもらうこと。

(4) 偽造商品券を発見した場合、利用を拒否して、速やかに事業主体まで連絡すること。

５．精算方法

(1) ２０％分の補助金の精算は、４回に分けて行います。

取扱店舗は、７月、９月、１１月、３月末日までに事業主体へ次の報告書等を送付してください。

＜送付物＞

①販売実績報告書　②口座情報

３月末には未販売の商品券を回収します。

(2) 実施主体では、請求者の指定口座に代金を振り込みます（概ね２週間以内）。振込手数料については実施主体で負担します。

なお、報告書等の送付に要する送料は加盟店の負担となることをご了承ください。事務局への持参も可能です。

持参の場合は、「山居倉庫・酒田夢の倶楽」の観光案内コーナー（ファストフード店の左側）で受け付けます。

６．重要事項

酒田市特別応援もっけ玉商品券の発行者は、事業者の皆さまになりますので、サービスのご提供または、諸問題が発生した場合などは、事業者の責任において行っていただきますようお願いいたします。酒田市及び事業主体は責任を負いませんのでご了承ください。

７．その他

(1) 参加加盟店にはポスターを送付します。

(2) 事業主体・酒田市等のホームページに参加加盟店を掲載・周知します。（予定）

８．問い合わせ先

事業主体からの運営実施受託先

（一社）酒田観光物産協会　　電　話　２４－２２４４

ＦＡＸ．２４－８３５０

酒田市地域創生部交流観光課　　電　話　２６－５７５９

９．今後のスケジュール

６月８日（月）までに応募のあった参加加盟店を市ホームページ等で掲載周知しますが、それ以降も随時受付し、後日掲載周知する予定です。

６月１１日(木)以降　加盟店へ商品券を配布します。
ポスター、関係書類送付

６月１５日(月)　参加加盟各店舗において商品券の販売・使用開始

※今後変更となる場合もあります。

市民と店舗をつなぐ

酒田市特別応援
もっけ玉商品券
加盟店大募集！

加盟料無料

新型コロナウイルスの影響を受けて、飲食業・小売業等は来客数や売上の減少などにより大変厳しい状況にあります。域内の経済活動の活性化を促すことを目的に「酒田市助成付き商品券」事業を実施します。多くの皆様よりご参加いただきますようご案内申しあげます。

例 5,000円分（500円券×10枚）購入の場合

購入者 4,000円支払い

酒田市 1,000円支払い

購入者は**20%**お得に買うことができる！

※換金性の高い各種金券、各種商品券、たばこ、切手、印紙等には使用できません。

販売価格

1枚500円の商品券を400円で販売、20%のプレミアム
※プレミアム分は酒田市の補助金を充当します。

販売数

7,500万円分
（加盟300店舗×250,000円分）

販売方法・使用制限

各加盟店で各々500枚まで販売していただけます。
商品券は販売した店舗でのみ使用できます。

販売期間・有効期間

令和2年6月15日から
令和3年3月31日まで

加盟店の範囲

酒田市内に店舗を有する事業者
（複数店舗有する場合も1件のみ）。

精算方法

1. 取扱店舗は、7月、9月、11月、3月末日までに、商品券の実績と次の報告書等を送付してください。
   《送付物》①販売実績報告書　②口座情報　③未販売の商品券の回収（3月末）
2. 請求者の指定口座に20%に相当する金額を振り込みます（概ね2週間以内）。
   なお、報告書等の送付に要する送料は加盟店の負担となることをご了承ください。

※「もっけ玉商品券」は、（株）チェンジ・ザ・ワールドが実施している先払い電子チケットのしくみを紙媒体で実施するものです。
※酒田市特別応援もっけ玉商品券の発行者は、事業者の皆さまになりますので、サービスのご提供または、諸問題が発生した場合などは、事業者の責任において行っていただきますようお願いいたします。酒田市及び事業主体は責任を負うことができませんのでご了承ください。

加盟店にはポスターを送付します。市のホームページに加盟店を掲載・周知する予定です。
■お申し込みは裏面申込書にご記入の上、**6月8日（月）**までお送りください。

●お問い合わせ　酒田市 交流観光課　TEL.0234-26-5759

酒田市 交流観光課 行

FAX. 0234-22-3910

下記必要事項をご記入の上、FAXをお送りください。

酒田市特別応援「もっけ玉商品券」加盟申込書

年　月　日

店　舗　名 (周知媒体に掲載する店舗名) ※掲載上、㈱や㈲は省略して統一します。	担当者名	
住　所	〒	
電話番号・ＦＡＸ番号	TEL	FAX

【主な取扱品目】　※下記種別の中から１項目お選びください

- □ スーパーマーケット
- □ 食料品
- □ 酒、おみやげ、贈り物
- □ 寝具、家具、靴、かばん
- □ 理容、美容
- □ 家電製品、スポーツ用品
- □ 飲食店、喫茶
- □ ガソリンスタンド
- □ 旅行業、旅館、ホテル
- □ 紳士、婦人、呉服、衣料
- □ 茶、和・洋菓子
- □ メガネ、貴金属、カメラ
- □ 化粧品、薬、文具、書籍
- □ 生活用品、住宅機器、雑貨
- □ カー用品、自転車、バイク
- □ ラーメン、そば、うどん
- □ タクシー
- □ その他のサービス